

住居表示実施に伴う手続き説明会

主な質疑応答について

【住居表示について】

問： 自分の住んでいる家の住所については、配付された住居番号決定通知書でわかるのですが、貸している建物の新住所がわかりません。

答： お配りしている住居番号決定通知書は、居住している方に住所変更をお知らせする書類です。通知書は居住者にお配りしており、土地・建物の所有者や管理者等にはお配りしていません。

住所を確認される場合は、ホームページに掲載している新旧対照表及び案内図をご覧ください。

【配付物について】

問： 手続きの際は、住居番号決定通知書はコピーでも良いのでしょうか？また、有効期限は無いのでしょうか？

答： 住居番号決定通知書の取り扱いについては、提出先の判断によって異なります。詳細については、各窓口にお問い合わせください。

なお、手続きの際に、通知書が不足する場合や発行日の新しい通知書が必要な場合は、市で証明書の発行ができますので、そちらをご利用下さい。

問： 配付された登記申請書は東京法務局町田出張所宛の書式となっていますが、町田市以外に土地・建物を所有している場合、この登記申請書は使用できないのでしょうか？

答： 申請書に記載された「東京法務局町田出張所」及び不動産の所在欄にある「能ヶ谷〇丁目」の各部分を二重線でそれぞれ訂正して頂ければ使用可能です。

このように最初から印字されている文字の訂正については二重線のみでの訂正で結構です。

但し、ご自分で記入したものを訂正する場合は訂正印が必要となります。（「手続き説明会について」 P. 3を参照ください。）

【法務局関係】

問： 登記申請書の「不動産の表示」部分にある所在について、実施後の表示を記入するようになってきているようだが、新しい表示がわからない。どうすればよいのでしょうか？

答： 不動産登記簿の表示については、従来から変更となる部分は「町名」だけです。「×××番地×」の地番部分は従来と変更ありません。新町名については、所有されている不動産の位置を、配付した案内図またはHPに掲載している新旧対照案内図にてご確認頂き、新町名を申請書にご記入頂きますようお願い致します。

（「手続きのしおり」P. 2をご参照ください。）

問： 私は市外に土地や建物を所有しているのですが、これも所有名義人の住所変更手続きが必要になるのでしょうか？

答： 必要となります。甲区の所有者欄の住所は各自で変更手続きが必要となります。土地の所在を管轄している各法務局で手続きをしてください。

申請には住居表示関係資料に同封してある登記申請書をご利用ください。

（「手続き説明会について」P. 3、「手続きのしおり」P. 12～14をご参照ください。）

【保険・年金・医療等】

問： 私が持っている被保険者証は手書きで住所を記入するようになっていますが、「手続きのしおり」P. 7の国民健康保険の住所変更手続きと同様の手続きが必要ですか？

答： しおりで紹介している内容は、市町村単位で行っている国民健康保険の住所変更手続き方法について記載しており、この被保険者証には住所が印字されているため手続きが必要となります。

国民健康保険以外のその他の健康保険については、各組合等にお問い合わせ頂き、手続きを確認の上、必要な場合は手続きを行ってください。

問： 「手続きのしおり」P. 8に年金受給権者の住所変更手続きは「ハガキ」にて申請が必要とされていますが、切手代を負担して手続きをしなければならぬのでしょうか？

答： 年金受給権者の住所変更手続きについては、「ハガキ」となっていますが、配付資料に同封してある「年金受給権者住所変更届」に必要事項をご記入の上、同封の「市役所保険年金課」宛の封筒に入れてお送り下さい。

【その他】

問： 今回の住居表示で私の所属している自治会は3つの町名に分かれてしましますが、自治会も分ける必要があるのですか？

答： 住居表示が実施されても各自治会町内会の区域を変更する必要はありません。

問： 住所変更手続きは7月19日より前に手続きはできるのでしょうか？

答： 原則として、できません。7月19日以降に手続きをお願いします。

問： 携帯電話や金融機関等は手続きしなければいけないのでしょうか？

答： 携帯電話や金融機関等の民間企業でも手続きが必要となる場合があります。
(例：銀行、保険、クレジットカード、携帯電話、インターネットプロバイダー、各種会員証等)

会社によって方法が異なりますので、お手数ですが手続き方法をご確認の上、ご自身でお手続きしていただけますようお願いいたします。

問： 「本籍の変更についてのお知らせ」について、1戸籍につき2通ずつでは足りません。もっともらえますか？

答： 実施日以降、市民課・各市民センター・各センター等で本籍の変更の証明書の発行ができますので、そちらをご利用下さい。

問： 住居表示決定通知書が不足する場合は、証明書の無料発行が可能とのことですが、これはいつまでであれば発行してもらえるのでしょうか？期限はあるのですか？

答： 原則として、期限はありません。

問： 障害者などで自分では各手続きができない場合、手続きの代行等は行ってもらえるのでしょうか？

答： 原則として、市職員が手続きの代行することはありません。

手続きには郵送対応が可能なもの等がありますので、各窓口までご確認ください。

問： 市役所は土日の開庁はしているのですか？

答： 毎月第2・第4日曜日は日曜窓口を開設しております。また、町田駅前連絡所及び南町田駅前連絡所では、毎日（ただし、祝日とその振替休日、年末年始は除きます）受付をしています。

問： 事業を営んでおりますが、その土地・建物の所有者ではなく、テナントとして入居しています。また、登記法人でもありません。この場合、登記関係の手続きは必要ありますか？

答： 登記関係の手続きは必要ありません。但し、登記以外の部分、例えば保育園の場合、都の認可等を得ているのであれば、そちらの手続きが必要かと思われる。

問： 私は事業を営んでおり、所属している団体では住所変更の手続きをすると事務手数料を取られます。このような場合、その費用を市で負担してもらえる制度はあるのでしょうか？

答： 申し訳ありませんが、そのような制度はありません。